

屋久島町観光パンフレット制作業務仕様書

1 業務名

屋久島町観光パンフレット制作業務

2 目的

旅行者が旅先で求める「非日常的な経験」や「感動的な体験」を屋久島町で叶えることができる具体的なイメージを持たせられる視覚的に魅力的なパンフレットを制作し、パンフレットを手にとった方の来訪意欲を刺激するとともに観光客の増加に繋げることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

4 業務内容

- (1) 屋久島町観光パンフレットにかかる編集、デザイン、原稿制作、写真撮影*等を行い、印刷用データを作成・納品すること
- (2) (1)の印刷用データを印刷し、納品すること（適正な印刷会社への再委託可）。なお、印刷物の仕様に関しては、別添「印刷仕様書」のとおりとする。
- (3) WEB上で公開可能な屋久島町観光パンフレットの電子デジタル版を納入すること
- (4) その他、屋久島町観光パンフレット制作に必要な事項

※新型コロナウイルス感染症の国内発生状況を鑑み、受注者は、必ずしも屋久島町に赴いて写真撮影をする必要はなく、代わって屋久島町等に在住の適正なカメラマンに当該一部業務を再委託したり、適正なカメラマンから写真素材を購入したりするなどしてパンフレットに使用する写真を揃えることができる。

5 ターゲット層

20～40歳代の若年を含む女性層、ファミリー層をメインターゲットとする。

6 掲載内容等

- (1) パンフレットの基本構成

パンフレットの基本構成は、次のとおりとするが、提案により基本構成の組み換えやページ数の増加等の変更をできるものとする。ただし、発注者と協議の上、最終決定するも

のとする。

頁	内容	
1	表紙	
2-3	屋久島町の概要説明等 (世界自然遺産、屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク、ラムサール登録 湿地、水力発電等によるCO ₂ フリーを目指す島の紹介、屋久島憲章)	
4-5	山	縄文杉登山
6-7		白谷雲水峡
8-9		ヤクスギランド/紀元杉
10		宮之浦岳
11		黒味岳
12		モッコヨム岳
13		登山の服装/持ち物/避難小屋/マナー/携帯電話利用可能エリア
14	川	安房川カヤック
15		沢登り/SUP/栗生川・宮之浦川の紹介
16	滝	大川の滝
17		千尋の滝/竜神の滝/トローキの滝
18	海	ダイビング・シュノーケリング/一湊海水浴場
19		栗生海水浴場・春田浜海水浴場/永田いなか浜・うみがめ観察会
20	学	屋久杉自然館/屋久島環境文化村センター/世界自然遺産センター 屋久島里めぐり
21		・ 神社情報 (屋久島大社/益救神社/牛床詣所/住吉神社/矢筈嶽神社) ・ 雨の日でも楽しむことができる体験メニュー (アロマスプレー作り/屋久杉を使ったワークショップ/VR/酒造蔵見学)
22-23	屋久島一周ドライブ	
24	グルメ	
25	温泉	
26-27	口永良部島	
28	アクセス・移動 (全国から屋久島)	
29	アクセス・移動 (屋久島島内)	
30	屋久島公認ガイド制度/世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金 携帯トイレ/登山届	
31	ふるさと納税/町内で開催される各種イベント	
32-33	見開きマップ (屋久島・口永良部島)	

34	宮之浦エリアマップ
35	安房エリアマップ
36	裏表紙

(2) 共通事項

観光施設・スポットの情報は、写真、概要説明入りで紹介することとし、掲載する個々の観光素材の説明文は、原則受注者が提供すること。

(3) 山の紹介ページ (P4-13)

ア 各山における登山概要（歩行距離・所要時間・高低差等）を紹介すること。また、観光客が理解しやすい登山ルートマップを挿入すること。

イ 縄文杉登山の紹介ページ (P4-5) は、観光客が登山の具体をイメージできるよう主な見どころスポットと合わせて予定通過時間を入れながら紹介すること。

(4) 川の紹介ページ (P14-15)

ア 安房川カヤックの紹介ページ (P4) には、観光客にカヤックアクティビティを通して体験できる具体的なイメージを持たせるため、周辺のマップ（安房橋～松峯大橋の範囲）を効果的に挿入すること。

イ 沢登りやSUPを紹介するに当たって使用する写真は、安房川又は宮之浦川、あるいは栗生川で撮影された写真であること。

(5) 海の紹介ページ (P18-19)

ア ダイビング・シュノーケリングの紹介ページ (P18) に使用する写真は、原則として一湊地区の海で撮影された写真とすること。また、近くに海水遊泳施設である一湊海水浴場を紹介すること。

イ 栗生海水浴場・春田浜海水浴場 (P19) は、海水遊泳施設として紹介する程度で足りるものとする。

(6) 雨の日でも楽しむことができる体験メニューの紹介ページ (P21)

同ページで紹介する体験メニューが提供される店舗は以下のとおりとする。ただし、公益性・公平性から事業所名や連絡先の記載はせず、体験メニューの概要を紹介する内容にとどめるものとする。

ア アロマスプレー作り：島のかおりラボ「やわら香」（屋久島町楠川 1471-5）

イ 屋久杉を使ったワークショップ：杉の舎「仙人村」（屋久島町宮之浦 2567-2）

ウ VR：YAUSHIMA BLESS（屋久島町安房 650-18）

エ 酒造蔵見学：本坊酒造屋久島伝承蔵（屋久島町安房 2384）

(7) 屋久島一周ドライブの紹介ページ (P22-23)

ドライブコースにおける立ち寄り施設・スポット及び順序は以下のとおりとする。ただし、提案によりドライブコースの立ち寄り施設・スポットを変更したり、立ち寄りの順序を変更したりできる。発注者と協議の上、最終決定するものとする。

1	10:30	宮之浦港
---	-------	------

6	14:20	中間ガジュマル
---	-------	---------

2	10:45-11:45	屋久島環境文化村センター
3	11:45-12:30	安房地区で昼食※
4	12:30	松峯大橋
	吹出し風	カフェ (テイクアウト)
5	13:00	千尋の滝

7	14:40-15:00	大川の滝
8	15:00	西部林道
9	16:00	永田灯台
10	16:20	永田いなか浜

(8) 温泉の紹介ページ (P25)

以下の温泉施設を掲載すること。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 平内海中温泉 | オ 屋久島いわさきホテル |
| イ 湯泊温泉 | カ 尾之間温泉 |
| ウ 縄文の宿 まんてん | キ 楠川温泉 |
| エ JR ホテル屋久島 | ク ゆのこの湯 |

7 掲載写真及びイラスト

- (1) 写真は、本業務目的を達成するに適したスペックとすること。
- (2) 委託者が所有する写真が無償で使用することができる。受注者は、使用できる写真を「無償使用可能写真一覧」で参照することができ、使用希望写真がある場合は委託者に対し電子メールにて使用依頼をすることができる。
- (3) 他者に権利のあるものを使用する場合は、事前に受注者が使用契約等を締結する等の措置を講じておくこと。

8 成果物の納入

(1) 成果物

ア 印刷物

60,000 部

イ 版下データ

Adobe Illustrator で作成された再編集可能なアウトライン化済みのデータを提出すること。

ウ WEB ページ掲載用 PDF ファイル

(2) 納入期限

令和3年2月26日 (金)

(3) 納入場所

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町役場本庁舎 観光まちづくり課

9 著作権の譲渡等

- (1) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に委託者へ無償で譲渡すること。
- (2) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、受注者が当該著作物の利用目的に実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

10 その他注意事項

- (1) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- (2) 本業務に係る内容は、発注者と受注者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。
- (4) 成果物を発注者へ提出した後において、成果物の瑕疵が判明した場合には、受注者の責任において適切に対処することとする。
- (5) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

印刷仕様書

依頼課所	屋久島町観光まちづくり課			
担当者	観光推進係 茂中（もなか）	電話番号	0997-43-5900	
品名	屋久島町観光パンフレット制作業務			
部数	60,000部	規格	B5サイズ	
納入期限	令和3年2月26日	納入場所	別添仕様書のとおり	
版式	平版	校正	発注者が校了と判断するまで	
レイアウト等	色数	フルカラー	刷面	両面
	用紙	企画提案時に応札者より提案するものとする。ただし、提案時に用紙の質を確認できるサンプルを発注者に提供すること。		
	表紙・裏表紙・本文	<ul style="list-style-type: none"> ・ページは、36頁とする（提案により変更を認める場合がある）。 ・観光資源の文字原稿は、原則受注者から提供する。 ・使用する画像やイラスト等の素材は、受注者が手配するが、その他必要に応じて発注者からも提供する。 		
製本	中綴じ			
特記事項	その他詳細は、別添業務仕様書のとおりとする。			